

健康保険(共済組合) 取得 喪失 証明書兼届出書

取得、喪失のどちらかを○で囲んでください。

就 職 者 退 職 者 (被 保 険 者)	氏 名	(昭・平・令 年 月 日)				
	住 所					
健康保険(共済組合)等の 資格取得又は喪失年月日 A		取 得	年 月 日	健 保 ・ 共 済 の 被 保 険 者 等 記 号 番 号 (保険者番号及び保険者名)	()	
		喪 失	年 月 日			
		退 職	年 月 日	基 礎 年 金 番 号 (厚生年金保険の記号番号)		
被 扶 養 者 B	氏 名	生 年 月 日	続 柄	被扶養者として認定又は 認定を除外された日	退 職 以 外 の と き の 喪 失 理 由	
		昭・平・令 年 月 日		年 月 日		
		昭・平・令 年 月 日		年 月 日		
		昭・平・令 年 月 日		年 月 日		
		昭・平・令 年 月 日		年 月 日		
上記のとおり相違ありません。 事業所所在地 年 月 日 名 称 (印) 電 話 番 号 () -						

お届けはお早めに！(14日以内にお届けください)

記載上の注意

1. A欄の喪失年月日は退職年月日の翌日となります。
2. Bの被扶養者欄は、被扶養者として認定・除外された場合に記入してください。
本人の取得または喪失に伴う被扶養者の認定または認定の除外があった場合も必ず記入してください。
なお、被扶養者の異動だけの場合でもA欄以外はすべて記入してください。
また、退職以外のときの喪失理由は必ず記入してください。
(例：収入が被扶養者認定基準を上回ったため等)

●証明書の用紙が必要な場合は最寄りの市町村へご連絡ください。
(証明書の用紙はコピーでもかまいません。)

●お問い合わせは 松阪市役所 保険年金課
国民健康保険係 TEL 0598-53-4041
国民年金係 TEL 0598-53-4044

事業主の方へお願い

就職または退職された方の国民年金 国民健康保険の手続きについて 三重県・市町

従業員の方が就職や退職されたときは、本人及び配偶者や被扶養者について、国民年金と国民健康保険の手続きが必要です。

届け出をしないと、将来、年金を受ける際不利益が生じたり、医療給付を受けられなくなることもあるので、就職または退職された方に裏面の「証明書」を交付していただき、併せて必ず届け出をするようご指導ください。

◎ 届 け 出 先 … お住まいの市町村役場（国民健康保険組合加入者の国民健康保険の手続きは当該国民健康保険組合）

◎ 持参するもの … 年金手帳 または 基礎年金番号通知書・資格情報のお知らせ または 資格確認書等・印鑑・裏面の「証明書」、顔写真付の身分証明書（個人番号カード、運転免許証など）、世帯主及び申請対象者の個人番号が確認できるもの（個人番号カードまたは個人番号通知カード）

就職された方へ

国民健康保険の資格喪失届 の提出が必要です。

- 1 転職により、前から引き続き厚生年金保険・健康保険に加入するときは届け出は不要です。
- 2 就職した後も、国民健康保険のマイナ保険証または資格確認書等を使用すると、医療費を返納していただくことになります。

退職された方へ

国民年金の資格取得・種別変更届
(20歳～59歳の方) の提出が必要です。
国民健康保険の資格取得届

- 1 退職後、他の事業所に就職して、厚生年金保険・健康保険・共済組合に引き続き加入するときは、届け出は不要です。
- 2 厚生年金の被保険者とその配偶者で国民年金第3号被保険者であった方が60歳未満の場合は、国民年金第1号被保険者になる届け出が必要です。
- 3 厚生年金で年金受給資格期間を満たした方が退職された場合も、60歳未満なら国民年金の第1号被保険者となります。
- 4 退職後、14日以内に国民健康保険の資格取得の届け出をしないと、医療費が全額自己負担となる場合があります。
- 5 国民健康保険料(税)は、資格が発生した日(健康保険等の資格喪失日)の属する月からの算定になりますのでご注意ください。